

## 【第5波】における感染状況に応じた主な要請等（予定）

\* 感染状況、国の動向等を踏まえ、  
変更する可能性あり。

## 感染状況

## 県リスクレベル「5」

- 新規感染者数150人/週以上
- かつ
- 病床使用率25%以上

## 国ステージ「3」

- 新規感染者数262人/週以上
- 病床使用率20%以上 等

## 熊本蔓延防止宣言

## 国ステージ「4」

- 新規感染者数437人/週以上
- 病床使用率50%以上 等

## 国ステージ「3」

- 新規感染者数262人/週以上
- 病床使用率20%以上 等

## 医療を守る行動強化期間

## 国にまん防要請

## 県民

## 県外

- 全ての県外への不要不急(※1)の移動自粛
- 県外在住の家族や親戚、友人等に対して、本県への帰省や旅行を控えるよう呼びかけ

## 県内

- 重症化リスクの高いは、  
不要不急(※1)の外出自粛

## 酒類提供飲食店

## 全ての飲食店

## 【国のまん防適用】

## 全ての飲食店

## 飲食店

- 【認証店(※3)以外】  
・午後9時まで時短  
(酒LO午後8時30分)

- 【認証店(※3)以外】  
・午後8時まで時短(酒LO午後7時)  
【認証店(※3)】  
・午後9時まで時短(酒LO午後8時30分)

## 《措置区域》

- 【認証店(※3)以外】  
・午後8時まで時短(酒類提供×)  
【認証店(※3)】  
・午後8時まで時短(酒類提供×)

感染が下降傾向  
にある場合には、  
認証店(※3)では、  
酒類提供(LO午後  
7時)を可能とする  
ことを検討

- 【認証店(※3)以外】  
・午後8時まで時短  
(酒LO午後7時)  
【認証店(※3)】  
・午後9時まで時短  
(酒LO午後8時30分)

## 事業者

## 集客施設

- \* 感染状況を踏まえ、必要に応じ、時短（認証店については、一定の優遇措置）  
《有明保健所管内》 → 《感染拡大地域(※2)》 → 《措置区域以外》  
【認証店(※3)以外】  
・午後9時まで時短  
(酒LO午後8時30分)

- 《感染拡大地域(※2)》  
・午後9時までの時短を働きかけ

## 《措置区域以外》

- 【認証店(※3)以外】  
・午後8時まで時短(酒LO午後7時)  
【認証店(※3)】  
・午後9時まで時短(酒LO午後8時30分)

## イベント

- 次の①②の小さい方
- ①収容率(大声無100%、有50%)
- ②5,000人又は収容定員の50%以内の大きい方

- 《措置区域》・1,000m<sup>2</sup>超の施設は午後8時まで時短  
・1,000m<sup>2</sup>以下の施設へ午後9時までの  
時短を働きかけ

## 《措置区域以外》・午後9時までの時短を働きかけ

- 上限5,000人、午後9時まで時短

- 次の①②の小さい方  
①収容率(大声無100%、有50%)  
②5,000人又は収容定員の50%  
以内の大きい方

- 課外活動等における对外活動の制限を依頼

## 学校

- 課外活動等における对外活動の制限を依頼

- 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底を要請

## 県有施設

- 県宿泊助成事業の新規予約停止
- 県有施設(図書館・美術館・装飾古墳館を除く)を基本的に休館(既に予約されているものを除く)
- 県主催イベントの中止又は延期

- 課外活動等における对外活動の制限を依頼

※1 ・・・ 医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、野外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く。

※2 ・・・ 熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町及び氷川町とする。(R3.7.30時点)

※3 ・・・ 「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗(認証申請中の店舗を含む)。

教高第638号  
教特第242号  
教体第599号  
教文第1065号

令和3年(2021年)7月30日

各県立学校長様

教育長

県立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び  
教職員への指導の一層の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、急速に感染が拡大しており、県立学校においても、  
感染者が発生している状況にあります。また、本日本県は、県独自の「熊本蔓延防止宣言」  
を出し、対策が強化されました。県立学校においても、このことを踏まえ、国のステージIV  
で予定していた対策を前倒しして行うとしました。

つきましては、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における  
新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～  
(2021.4.28 Ver.6) 2021.5.28一部修正」のレベル3相当の感染症  
対策の徹底をお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図  
るとともに、その状況を十分把握願います。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも  
周知願います。

なお、本通知による対応については、8月22日（日）までの期間とする。ただし、急である  
ことを考慮し、難しい場合は遅くとも8月3日（火）から対応願います。今後の新型コロナウイ  
ルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 学校の感染状況に応じて、臨時休業、時差登校、時間短縮等の感染防止対策を実施する  
場合は、校長は教育委員会（関係課）と事前に協議すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により分散登校が  
必要となる場合を想定して、次の（1）、（2）について速やかに対応できるよう、各学校  
はあらかじめ準備をしておくこと。
  - (1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れ  
が生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいたシラバス（授業計画）を見直  
し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すことや、ICT機器等を  
活用した学習などの工夫を講じ、適切な学習支援、適度な状況把握、適正な学習評価  
を行うこと。その際、令和2年（2020年）9月16日付け教高第735号「新型  
コロナウイルス感染症対策における学習支援事例集」も参照すること。
  - (2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行い、地域の感染状況や児  
童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間が長期化する場合、学校の空き  
教室等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討すること。  
その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年・高等学校第3  
学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児  
童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討すること。
- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症  
状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。

- 4 県基準（県リスクレベルがレベル4以上）により、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 人と人との距離及び座席の配置については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で教育活動を行うこと。
- 6 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録を行い、自身の健康観察に努めるよう再度周知徹底を図ること。  
また、朝のS.H.R.、終礼時及び部活動開始時等、1日複数回、児童生徒等の検温等の健康観察を実施するなど、校内においても感染拡大防止に向けた取組を徹底すること。その際、令和2年（2020年）11月6日付け教人第998号 教体第715号の「健康観察表」及び「感染防止対策チェックリスト」等を活用するとともに、症状のある児童生徒等が申し出やすい環境づくりに努めること。
- 7 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気（常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 8 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は14日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分な身体的距離（最低2メートル）が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。
- 9 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（衛生管理マニュアルP54参照）は行わないこと（感染状況が収束する状況になった際は、感染リスクの低い活動から徐々に実施すること）。
- 10 職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。
- 11 特別支援学校においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト（レベル3対応）」を参照のこと。）
- 12 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2m以上）の確保を徹底すること。
- 13 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。
- 14 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。

15 寄宿舎についても、引き続き、(1)～(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。

(1) 寄宿舎生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寄宿舎生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、寄宿舎内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP76～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。

(2) 寄宿舎生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舍監等による健康観察を確実に行うこと。

(3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。

16 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外、県内を問わず宿泊研修や修学旅行等については、校長は教育委員会（高校教育課及び特別支援教育課）と事前に協議すること。

17 学校行事においては、校外（高等学校が実施するオープンスクールを含む）における活動は中止または延期とする。

また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じて対応すること。

18 特別支援学校に来校しての教育相談については、延期とする。ただし、高等部等入学者選抜の出願資格となっている教育相談については、万全の感染防止対策を講じた上で実施すること。

19 応募前職場見学及びオープンキャンパスへの参加については、中止または延期とする。ただし、進路に関係するものなど必要な場合は、万全の感染防止対策を講じるとともに、以下の項目を徹底すること。

- (1) 応募前職場見学への参加は、採用選考の対象とならないことを生徒及び保護者へ周知を図ること。
- (2) 行先の感染状況に関する最新情報を確認し、慎重に判断すること。
- (3) 発熱等の風邪症状がある場合は参加しないこと。
- (4) 目的地以外への立ち寄り等は避けること。
- (5) 県外への参加については、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、特に健康観察に努めること。
- (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促すこと。

20 部活動については、可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動すること。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにすること。

なお、部活動における对外活動については以下のとおりとする。

- (1) 対外活動の可否について  
ア 練習試合等（他校との交流活動や観客を集めて行う演奏会等を含む。）及び合宿は禁止する。

(既に県教育委員会に実施届を提出している県外での練習試合等についても禁止とする。)

イ 大会は、公式大会に限り参加可とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(ウ) 県外における公式大会に参加する場合は、運動競技大会参加届を事前に県教育委員会に提出すること。(運動部のみ)

(エ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用すること。  
また、参加生徒も同アプリの利用を促すこと。

(オ) 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄りは、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年(2020年)9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に行うなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

○県立中学校・県立高校に関する事

　　高校教育課 石村、米村、大塚、新生

　　096-333-2685

○特別支援学校に関する事

　　特別支援教育課 前川、竹永

　　096-333-2683

○保健、衛生面の対応に関する事

　　体育保健課 濱本、杉原

　　096-333-2712

○部活動に関する事

　　体育保健課 濱本、鳴瀬

　　096-333-2712

　　文化課 後藤、村上

　　096-333-2704